

議案第1号

組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(安曇野市組織条例の一部改正)

第1条 安曇野市組織条例(平成17年安曇野市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「次の部」を「市長直轄組織及び次の部」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 商工観光スポーツ部

第1条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第3条を第4条とする。

第2条第1号中イ及びウを削り、エをイとし、オをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 予算その他財務に関すること。

オ 税の賦課及び債権の徴収に関すること。

第2条第1号カを次のように改める。

カ 財産管理に関すること。

第2条第1号中キ及びクを削り、ケをキとし、コをクとし、サをケとし、同条第2号に次のように加える。

ケ 行政改革に関すること。

コ 組織に関すること。

サ 人権に関すること。

第2条第3号を削り、同条第4号に次のように加える。

ケ 移住定住及び空家対策に関すること。

第2条第4号を同条第3号とし、同条第5号オを次のように改める。

オ 介護保険に関すること。

第2条第5号カを削り、同号を同条第4号とし、同条第6号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、同号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 商工観光スポーツ部

ア 商業及び工業に関すること。

イ 中小企業に関すること。

ウ 労働に関すること。

エ 観光に関すること。

オ スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)

第2条第8号を削り、同条第9号ア中「橋梁」を「橋りょう」に改め、同号を同条第

8号とし、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(市長直轄組織の事務分掌)

第2条 市長直轄組織の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 危機管理及び防災に関すること。

(2) 消防団に関すること。

(安曇野市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第2条 安曇野市行政改革推進委員会設置条例(平成17年安曇野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「政策部」に改める。

(安曇野市職員定数条例の一部改正)

第3条 安曇野市職員定数条例(平成17年安曇野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「626人」を「512人」に改め、同条第3号中「70人」を「188人」に改め、同条第8号中「35人」を「31人」に改める。

(安曇野市穂高健康支援センター条例の一部改正)

第4条 安曇野市穂高健康支援センター条例(平成17年安曇野市条例第120号)の一部を次のように改正する。

第3条中「財政部」を「総務部」に改める。

(安曇野市介護保険条例の一部改正)

第5条 安曇野市介護保険条例(平成17年安曇野市条例第138号)の一部を次のように改正する。

第21条中「保健医療部」を「福祉部」に改める。

(安曇野市消防委員会条例の一部改正)

第6条 安曇野市消防委員会条例(平成20年安曇野市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「市長直轄組織」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 2 号

安曇野市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定により、市長が管理し、及び執行する教育に関する事務は、スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（安曇野市都市公園条例の一部改正）

- 2 安曇野市都市公園条例（平成 17 年安曇野市条例第 207 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条第 2 項を削る。

（安曇野市体育施設条例の一部改正）

- 3 安曇野市体育施設条例（平成 18 年安曇野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 4 条第 3 号中「又は教育委員会」を削る。

第 5 条第 3 項及び第 4 項、第 6 条第 2 項及び第 3 項、第 7 条、第 8 条、第 15 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条第 1 項、第 18 条ただし書並びに第 20 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（安曇野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による改正前の安曇野市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の安曇野市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 5 安曇野市スポーツ推進審議会条例（平成 18 年安曇野市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、「し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議」を削る。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 6 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（安曇野市スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に、前項の規定による改正前の安曇野市スポーツ推進審議会条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により教育委員会から委嘱されている安曇野市スポーツ推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に改正後の安曇野市スポーツ推進審議会条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により市長か

ら安曇野市スポーツ推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第3条第2項の規定により教育委員会から委嘱された安曇野市スポーツ推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 7 この条例の施行の際現に従前の安曇野市スポーツ推進審議会の会長又は副会長である者は、この条例の施行の日に、新条例第4条第1項の規定により安曇野市スポーツ推進審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第3号

市長の権限に属する事務の委任に関する関係条例の整理に関する条例

(安曇野市児童館条例の一部改正)

第1条 安曇野市児童館条例（平成17年安曇野市条例第103号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第4条第4号中「市長」の次に「又は教育委員会」を加える。

第5条第4号、第6条第3号、第7条及び第15条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(安曇野市児童遊園条例の一部改正)

第2条 安曇野市児童遊園条例（平成17年安曇野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条及び第6条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(安曇野市保育所条例の一部改正)

第3条 安曇野市保育所条例（平成17年安曇野市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条まで及び第12条中「市長」を「教育委員会」に改める。

(安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部改正)

第4条 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例（平成19年安曇野市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長」を「教育委員会」に改める。

別表中「市長」を「教育委員会」に改める。

(安曇野市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 安曇野市子ども・子育て会議条例（平成26年安曇野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第10条中「福祉部」を「教育委員会」に改める。

(安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第6条、第16条第2項第3号及び第4号、第22条、第23条第2項及び第3項ただし書、第31条第1項、第37条第4号及び第5号、第40条、第47条第1項並びに第49条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附則第4項、第7項ただし書及び第9項中「市長」を「教育委員会」に改める。

(安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第42条及び第53条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附則第2項及び第5項中「市長」を「教育委員会」に改める。

（安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項、第6条第1項、第11条第3項第9号及び第10号、第23条並びに第24条中「市長」を「教育委員会」に改める。

（安曇野市立認定こども園条例の一部改正）

第9条 安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条、第8条第3項、第9条から第13条まで及び第19条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（安曇野市児童館条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第1条の規定による改正前の安曇野市児童館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市児童館条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市児童遊園条例の一部改正に伴う経過措置）

3 施行日の前日までに、第2条の規定による改正前の安曇野市児童遊園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市児童遊園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市保育所条例の一部改正に伴う経過措置）

4 施行日の前日までに、第3条の規定による改正前の安曇野市保育所条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市保育所条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日の前日までに、第4条の規定による改正前の安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市子ども・子育て会議条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の安曇野市子ども・子育て会議条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定により市長から委嘱されている安曇野市市

ども・子育て会議の委員は、施行日に改正後の安曇野市子ども・子育て会議条例（以下「新条例」という。）第4条の規定により教育委員会から安曇野市子ども・子育て会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、同日における旧条例第5条第1項の規定により市長から委嘱された安曇野市子ども・子育て会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 7 この条例の施行の際現に従前の安曇野市子ども・子育て会議の会長又は副会長である者は、施行日に新条例第6条第1項の規定により安曇野市子ども・子育て会議の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

（安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 施行日の前日までに、第6条の規定による改正前の安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 施行日の前日までに、第7条の規定による改正前の安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 10 施行日の前日までに、第8条の規定による改正前の安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（安曇野市立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 施行日の前日までに、第9条の規定による改正前の安曇野市立認定こども園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の安曇野市立認定こども園条例の相当規定によりなされたものとみなす。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第4号

安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）の一部を次のように改正する。

「乳幼児等」を「児童」に改める。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第3号ア中「現に18歳未満の児童」を「現に18歳未満の者」に改める。

第6条中「市長」を「給付金の支給額」に改め、「給付等を除く。」の次に「以下同じ。」を加え、「額を給付金として支給する」を「額とする」に改める。

第8条中第5項及び第6項を削り、第7項を第5項とする。

第9条見出し中「支給決定」を「支給決定等」に改め、同条中「決定する」を「決定し、適当であると認めるときは、規則で定める方法により給付金を支給する」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する場合には、給付金の支給は、当該保険医療機関等に支払うことによって行うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該支給対象者又は保護者に対する給付金の給付とみなす。

第10条中「なされ、」の次に「当該支給対象者が」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の安曇野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行期日以後に療養の給付等が行われたものについて適用し、施行期日の前日までに療養の給付等が行われたものについては、なお従前の例による。

（準備行為）

3 改正後の安曇野市福祉医療費給付金条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 5 号

安曇野市個人情報保護条例の一部を改正する条例

安曇野市個人情報保護条例（令和 2 年安曇野市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 9 項」に改める。

第 16 条第 2 項中「が害される」を「を害する」に改める。

第 25 条第 2 項中「の閲覧」を「に規定する閲覧」に改める。

第 35 条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（安曇野市情報公開条例の一部改正）
- 2 安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「当該実施機関が」を「その」に改める。

第 5 条第 1 項第 2 号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立法人等」を「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人その他の国の一部を構成するとみなせる法人」に改める。

第 6 条第 2 項中「が害される」を「を害する」に改める。

第 8 条中「公開」を「開示」に改める。

第 12 条第 3 項中「の決定」を「に規定する決定」に改める。

第 15 条第 2 項中「の閲覧」を「に規定する閲覧」に改める。

第 17 条中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

令和 4 年 2 月 15 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第6号

安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年安曇野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して市長が規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の5とし、第2条の次に次の3条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児

休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が規則で定める場合に該当する場合

（法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地

方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第1号中「失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」を「失った」に改め、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号に掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の1号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

第7条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削り、同条第2項中「いる職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第10条第1号中「失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された」を「失った」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

第14条中「過員を生ずること」を「次に掲げる事情」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 過員を生じること。
(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

第17条中「育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占

める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第18条前段中「時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 勤務時間条例第11条に規定する特別休暇又は同条第12条の2に規定する介護時間の承認を受けている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合にあっては2時間）を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第7号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 消防団の団員の項年額の欄中「30,000」を「46,000」に、「20,000」を「36,500」に改め、同表中「男女共同参画推進審議会委員」を「多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会委員」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第8号

安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年安曇野市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条中「以上」の次に「（団長及び副団長については2年以上）」を加え、「勤務年数及び階級」を「階級及び勤務年数」に改める。

第3条ただし書中「総務省令の定めるところにより」を削る。

第6条第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

勤務年数	階級					
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長及び班長	団員
2年	円 94,000	円 90,000	円 —	円 —	円 —	円 —
3年	141,000	135,000	—	—	—	—
4年	188,000	180,000	—	—	—	—
5年	239,000	229,000	219,000	214,000	204,000	200,000
6年	260,000	249,000	238,000	231,000	219,000	212,000
7年	281,000	269,000	257,000	248,000	234,000	224,000
8年	302,000	289,000	276,000	265,000	249,000	236,000
9年	323,000	309,000	295,000	282,000	264,000	248,000
10年	344,000	329,000	318,000	303,000	283,000	264,000
11年	367,000	349,000	337,000	320,000	298,000	278,000
12年	390,000	369,000	356,000	337,000	313,000	292,000
13年	413,000	389,000	375,000	354,000	328,000	306,000

14年	436,000	409,000	394,000	371,000	343,000	320,000
15年	459,000	429,000	413,000	388,000	358,000	334,000
16年	486,000	450,000	433,000	406,000	374,000	349,000
17年	513,000	471,000	453,000	424,000	390,000	364,000
18年	540,000	492,000	473,000	442,000	406,000	379,000
19年	567,000	513,000	493,000	460,000	422,000	394,000
20年	594,000	534,000	513,000	478,000	438,000	409,000
21年	631,000	569,000	543,000	508,000	464,000	431,000
22年	668,000	604,000	573,000	538,000	490,000	453,000
23年	705,000	639,000	603,000	568,000	516,000	475,000
24年	742,000	674,000	633,000	598,000	542,000	497,000
25年	779,000	709,000	659,000	624,000	564,000	519,000
26年	819,000	749,000	697,000	661,000	598,000	553,000
27年	859,000	789,000	735,000	698,000	632,000	587,000
28年	899,000	829,000	773,000	735,000	666,000	621,000
29年	939,000	869,000	811,000	772,000	700,000	655,000
30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第9号

安曇野市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

安曇野市男女共同参画推進条例（平成20年安曇野市条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名中「男女共同参画推進」を「多様性を尊重し合う共生社会づくり」に改める。

前文を次のように改める。

全ての人々が、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い責任を分かち合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことが、目指すべき方向である。一人一人の違いを認め合うことが、多様な生き方を選択できる社会の実現につながる。

誰もがお互いを尊重しながら理念を共有し、責任を分かち合い、一体となって多様性を尊重する共生社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第1条中「男女共同参画の推進に係る」を「一人一人がかけがえのない存在であると認められ、個人として尊重される共生社会づくり（以下「共生社会づくり」という。）に係る」に、「の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図る」を「及び多文化共生を推進する施策等（以下「推進施策」という。）を総合的かつ計画的に実施する」に改める。

第2条第1号中「男女が、社会の対等な構成員として」を「全ての人々が」に改め、「もって男女が均等に」を削り、「でき、かつ、共に責任を担う」を「できる」に改め、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号中「すべての者及び」を「個人、法人又は」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「、営利・非営利を問わず事業活動を行う者及び」を「事業活動を行う個人、法人又は」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「居住する者、市内に通勤又は通学する」を「居所、勤務先又は通学先を有する」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 多文化共生 全ての人々が、国籍、民族等の異なる人々の互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくことをいう。

(3) 性別等 生物学的な性別及び性自認（自己の性別についての認識をいう。）並びに性的指向（人の性的関心についての概念をいう。）をいう。

第2条に次の2号を加える。

(8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力（これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。）をいう。

(9) ワーク・ライフ・バランス 個人の仕事と生活の調和を図ることをいう。

第3条を次のように改める。

（基本理念）

第3条 共生社会づくりに係る基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 全ての人々が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができること。
- (2) 全ての人々が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様な生き方を選択することができること。
- (3) 全ての人々が、あらゆる分野の活動において共に参画し、責任を分かち合うこと。

第4条第1項を次のように改める。

市は、共生社会づくりに係る基本理念に基づき、推進施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

第4条第2項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

市民は、共生社会づくりに係る基本理念について理解を深め、あらゆる分野の活動において、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

第6条中「基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに」を「共生社会づくりに係る基本理念について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第7条中「男女共同参画」を「共生社会づくり」に改め、「基本理念」を「共生社会づくりに係る基本理念及び推進施策」に改め、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第8条から第10条までを次のように改める。

(差別的取扱いの禁止等)

第8条 何人も、年齢、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的な違い、障がいの有無等による不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。

- 2 何人も、公衆に表示する情報において、年齢、性別等の違い又は国籍、民族等の異なる人々の文化的な違い、障がいの有無等による不当な差別を助長することのないよう留意しなければならない。

(推進施策)

第9条 市長は、推進施策を策定し、これを公表しなければならない。

- 2 市は、毎年1回、推進施策に基づく実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

(基本的施策)

第10条 推進施策は、次に掲げるものを基本とする。

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) ワーク・ライフ・バランスに係る取組の推進
- (3) ドメスティック・バイオレンス、性暴力、虐待等あらゆる暴力の根絶

- (4) 性別等の違いに応じた心及び身体健康支援
 - (5) 国籍、民族等の異なる人々の文化的な違いによる偏見又は不当な差別の解消
 - (6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等（以下「外国人等」という。）への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
 - (7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
 - (8) 外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの推進
 - (9) 外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支援
- 第11条及び第12条を削り、第13条を第11条とする。

第14条及び第15条を削る。

第16条の見出し中「男女共同参画推進審議会」を「審議会」に改め、同条第1項中「男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査及び審議をするため、安曇野市男女共同参画推進審議会」を「推進施策に必要な事項を調査審議するため、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 推進施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、共生社会づくりに関すること。

第16条を第12条とする。

第17条第1項第1号中「識見」を「学識経験」に改め、同条を第13条とし、第18条を第14条とし、第19条を第15条とし、第20条を第16条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の安曇野市男女共同参画推進条例（以下「旧条例」という。）第17条第1項の規定により委嘱されている安曇野市男女共同参画推進審議会の委員は、この条例の施行の日に、改正後の安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定により安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第13条第3項の規定にかかわらず、同日における旧条例第17条第3項の安曇野市男女共同参画推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第10号

安曇野市ふるさとづくり基金条例を廃止する条例

安曇野市ふるさとづくり基金条例（平成17年安曇野市条例第55号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第11号

安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市重度心身障害者福祉金に関する条例（平成17年安曇野市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号を次のように改める。

(1) 20歳以上で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が2級以上に該当するもの

同項第2号アを次のように改める。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害等級が3級以上に該当するもの

第3条第1項第1号中「20歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「決定し、」の次に「申請者に」を加える。

第7条中「ものとする」を「ことができる」に改める。

第8条第1項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第2号中「月に」の次に「給付対象者が、」を、「なった」の次に「又は同条第2項に規定する要件に該当するようになった」を加える。

第9条第1項中「受給者は、」の次に「給付対象者が」を加える。

第10条第1項中「受給者」を「給付対象者」に改め、同条第2項中「月から」の次に「当該申請のあった年度の3月まで又は」を加える。

第11条第2項第1号中「第2条第1項」の前に「給付対象者が、給付日までに」を加え、同項第2号中「場合において、」の次に「給付対象者が」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第12号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

安曇野市国民健康保険税条例（平成17年安曇野市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に改める。

第4条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第5条の見出し中「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条第1号中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第5条の2中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第11条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第19条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「該当するもの」を「該当する者」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,060円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,100円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,200円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

第21条第1項第1号中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第8項中「第19条」を「第19条第1項」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第9項、第10項、第12項から第19項中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第11条第1項、第19条及び第19条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第8項から第10項まで及び第12項から第19項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の安曇野市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和4年2月15日 提出

安曇野市長 太田 寛